

リハビリテーション室長就任の挨拶



当院のリハビリテラスにて

地域の皆様に貢献できるリハビリ室を目指して

リハビリテーション室室長 平井 寛

この度、4月1日付でリハビリ室長を拝命いたしました。まず、長年にわたり当院のリハビリ室をリードしてくれた菊池前室長に敬意を表したいと思います。

前室長とは1994年リハビリ室創始の時に同時入職し苦楽を共にしました。現在リハビリスタッフは今年度入職者を含め32名となります。手前味噌で恐縮ですが、彼らを仲間としてとても誇りに思っています。各療法の専門・認定・その他の資格取得率も高く、その勤勉性と仕事に取り組む真摯な姿勢は、患者さんの声にも反映されています。

2016年から始めたリハビリ満足度調査では毎年約95%の方から満足・やや満足という評価をいただいています。時代と共に多様化した医療ニーズの中でこの数字が維持できるのは、信頼できるスタッフのお陰です。

信頼できる仲間との仕事では、方向性・指針の明示を前提として、私自身はサーバントリーダーであるべきだと思っています。Servantとは「奉仕する」というような意味ですが、一人ひとりの考えを尊重し支えることでいきいきと仕事に臨むことができれば、それは私の理想となります。

“協力・協調・共有” これは仕事をする上での私の

理念です。汎用的で語感はいいですが、これを具現化するには個々の意識が必要です。故稲盛和夫氏の言葉に『動機善なりや、私心なかりしか』があります。自分の利益や都合、格好などが動機でないか、また自己中心的な発想で仕事をしていないかを自問自答し判断・行動すればうまくいく。これは先にあげた理念の基調と言えます。

謙虚さと感謝の気持ちを忘れず、自院内また地域の皆様への貢献ができるよう邁進してまいります。今後ともご指導、ご支援のほどよろしくお願ひします。

分担執筆しました

『転倒予防白書 2023』（日本医事新報社 2023年3月発行）

この本は、超高齢社会の健康寿命に大きくかかわる転倒予防について、幅広い領域・分野から統計、疫学、各種取り組み、法律や資格などの制度面、患者指導、施設整備、リスク評価、転倒高リスクの疾患と対策など臨床現場での実践的な内容も網羅されています。私は第21章「病院における転倒予防チーム」（一部）を担当し、患者さんのQOLの維持と不利益を防ぐため“根拠に基づいた評価・計画”と“途切れない確実な対策実施”の重要性を執筆しました。

The Specialist

～ 医 事 部 ～

施設基準管理士の役割

はじめに

施設基準管理士とは、医療機関において、健全な病院運営をするために施設基準の届出を適正に行い、基準に沿って管理・運用を行うための実践的な人材を育成する資格制度です（一般社団法人日本施設基準管理士協会 主催 2018年設立）。私はチャレンジすること4回目の試験で、やっと合格しました。

施設基準とは

医療機関が安心・安全で高度な医療を提供する前提として、まずは安定した経営を維持していかなければなりません。

医療機関の経営は大部分が診療報酬で成り立っており、その診療

報酬を算定するうえで、さまざまなルールがあり、資格、人的配置、院内設備等を定めたクリアすべき要件のことを施設基準と言います。

毎年繰り返される厚労省の適時調査などで不備が見つかり、診療報酬の返還金が発生する場合があります。一度入金された収益を返すことになるため経営的に大きな痛手となります。

また、監督省庁においても膨大な労力と負担となっています。

2年に1回の診療報酬改定を重ねるごとに項目が増加の一途をたどっており、その内容も年々複雑さを増しているため、総合的に管理するには専門の知識やスキルが必要となります。

医療事務部 情報管理課兼健診課
課長 藤田 尚保



施設基準管理士として

施設基準管理士は医療機関が行う施設基準の届出を総合的に管理・運用する専門知識とスキルを身につけた職種として定義されます。2018年から始まったこの資格は、現在、医療機関における必須の資格ではありません。施設基準管理士がいなくとも病院運営はできます。

しかし、施設基準のルールを守り健全な病院運営を行うことで経営も安定すれば、患者さんにより良い医療を提供することができるはずです。

微力ながら、これからの病院運営の一助になれたらと思います。